

令和 7 年 4 月 吉 日

お客様各位

BofA 証券株式会社
証券業務部

約款集の一部改定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。
平素は格段のご愛顧を賜わり、厚くお礼申しあげます。

令和 5 年 11 月 29 日付で公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」
(公布後 1 年 6 か月以内施行) 及び日本証券業協会自主規制規則等の改正を踏まえ、
本年 4 月 1 日より約款集の一部を改訂いたしました。

最新版の証券約款集には、下記 URL よりアクセスしていただけます。

今後ともお引き立ての程よろしく願いいたします。

URL : https://business.bofa.com/content/boaml/ja_jp/japan_overview/notices/terms_and_conditions.html

敬具

尚、本件に関するお問い合わせは、弊社担当営業員又は証券業務部クライアント・
データ・サービスまでご連絡ください。

Apr 2025

Notification of changes to “Terms & Conditions”

Dear Customer

This is to notify that BofA Securities Japan Co., Ltd updates Terms & Conditions.

This reflects the revision on Revised Financial Instruments and Exchange Act and JSDA rules effective from 2025/4/1.

The latest “ Terms & Conditions” which reflect the change can be accessed via the following link.

Please note “ Terms & Conditions” are only available in Japanese.

URL : https://business.bofa.com/content/boaml/ja_jp/japan_overview/notices/terms_and_conditions.html

Should you have any inquiries, please do not hesitate to contact our sales personnel or Global Markets Operation / Client Data Services Team.

BofA Securities Japan Co., Ltd.

新旧対照表

約款名	条項	改定後(新)	改定前(旧)
保護預り約款	第9条4	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（ <u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u> ）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
外国証券取引口座約款	第1条2	申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を <u>取り次ぐ方法により</u> 我が国以外で <u>執行する</u> 取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）	申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、「 <u>外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引</u> 」（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）
外国証券取引口座約款	第13条5	当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時 <u>等</u> 交付書面等を送付します。但し、申込者が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。以下同じ。）である場合には契約締結時 <u>等</u> 交付書面等の送付を行わないことがあります。	当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。但し、申込者が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。以下同じ。）である場合には契約締結時交付書面等の送付を行わないことがあります。
外国証券取引口座約款	第23条2	前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時 <u>等</u> 交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。	前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
一般債振替決済口座管理約款	第7条	当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。 <u>また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口が質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</u>	当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
一般債振替決済口座管理約款	第11条5	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（ <u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u> ）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
短期社債等振替決済口座管理約款	第11条5	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（ <u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u> ）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
短期社債等振替決済口座管理約款	第13条2	2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、 <u>短期社債等の償還金のご請求には応じないことがあります。</u>	当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、 <u>短期社債等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じないことがあります。</u>
振替決済口座管理約款	第10条	お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。	お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、 <u>この場合</u> 、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。
振替決済口座管理約款	第11条5	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（ <u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u> ）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

株式等振替決済口座管理約款	第27 条 5	当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
投資信託受益権振替決済口座管理約款	第11 条 5	当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

注：各約款の改訂日は令和7年4月1日となります。
改訂後の変更点は赤字で記載しております。